

令和6年9月釜石市議会定例会
議案等説明資料

釜 石 市

目次

報告第5号	令和5年度釜石市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の報告について	1
議案第52号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	2
議案第53号	釜石市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第54号	釜石市手数料条例の一部を改正する条例	4
議案第55号	釜石市子ども・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例	5
議案第56号	釜石市ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例	6
議案第57号	釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例	7
議案第58号	釜石市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	8
議案第59号	釜石市復興まちづくり基金条例を廃止する条例	9
議案第62号	岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	10
議案第63号	釜石市教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	11

令和5年度釜石市健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の報告について

1 健全化判断比率の算定結果

	当市の比率	早期健全化基準 (当市の場合)	財政再生基準
実質赤字比率	－%	13.24%	20.00%
連結実質赤字比率	－%	18.24%	30.00%
実質公債費比率	10.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	－%	350.0%	

上記のとおり、当市の健全化判断比率は、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっています。

- ※ 実質赤字比率…一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
- ※ 連結実質赤字比率…全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
- ※ 実質公債費比率…一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ※ 将来負担比率…一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

2 資金不足比率の算定結果

	水道事業 会計	公共下水道事業 会計	漁業集落排水事業 会計	魚市場事業 特別会計	経営健全化 基準
資金 不足比率	－%	－%	－%	－%	20.0%

上記のとおり、公営企業会計における資金不足は発生しておらず、経営健全化計画の策定は不要となっています。

- ※ 資金不足比率…資金の不足額の事業規模に対する比率
(資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額)
(事業規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額)

(担当：財政課)

議案第52号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「改正法」という。)が令和4年6月17日に公布され、一部の規定を除き、令和7年6月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

改正法により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、引用する条例について所要の改正を行うもの。

- (1) 釜石市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
・「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- (2) 釜石市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
・「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
- (3) 釜石市情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例の一部改正
・「懲役」を「拘禁刑」に改める。
- (4) 釜石市個人情報の保護に関する条例の一部改正
・「懲役」を「拘禁刑」に改める。

3 施行期日

令和7年6月1日

(担当課：総務課、消防課、オープンシティ・プロモーション室)

議案第53号

釜石市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が令和5年6月9日に公布されたことにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の一部が改正され、令和6年5月27日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

番号法の改正に伴い、個人番号を利用した情報連携に係る情報照会者、事務、情報提供者及び特定個人情報の規定する番号法別表第2が削除され、今後はこれらを主務省令で規定することとなったことから、引用箇所を次のように改正するもの。

- ・「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務(※1)」に改める。
- ・「番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報(※2)」に改める。

※1 「特定個人番号利用事務」とは、個人番号を含む個人情報(特定個人情報)を利用することによって事務の効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。

※2 「利用特定個人情報」とは、特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものをいう。

3 施行期日

公布の日

(担当課：総務課)

議案第54号

釜石市手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第280号)が令和5年9月13日に公布されたことにより、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

これまで、建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定される「接道義務」や「道路内建築制限」の既存不適格建築物(※)については、これらの規定に適合させない限り、大規模修繕等が行えなかったが、同法及び建築基準法施行令の改正により、このような既存不適格建築物であっても、長寿命化・省エネ化等に伴う一定の改修工事については、「接道義務」や「道路内建築制限」への適合が緩和されたことから、それぞれについての適用除外のための認定制度の申請手数料を追加するもの。

(1) 既存不適格建築物についての建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請手数料 27,000円

(2) 既存不適格建築物についての道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請手数料 27,000円

※ 「既存不適格建築物」とは、法令の改正や都市計画の変更などにより、現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のことをいう。

3 施行期日

公布の日

(担当課：財政課)

議案第55号

釜石市子ども・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する 条例

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が令和5年6月9日に公布され、令和6年12月2日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

マイナンバーカードを利用した情報連携等による健康保険資格情報の確認に伴い、被保険者証が廃止されることから所要の改正を行うもの。

- ・被保険者証等に関連する規定の削除

3 施行期日

令和6年12月2日

(担当課：市民課)

議案第56号

釜石市ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が令和5年6月9日に公布され、令和6年12月2日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

マイナンバーカードを利用した情報連携等による健康保険資格情報の確認に伴い、被保険者証が廃止されることから所要の改正を行うもの。

- ・被保険者証等に関連する規定の削除

3 施行期日

令和6年12月2日

(担当課：市民課)

議案第57号

釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が令和5年6月9日に公布されたことにより、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の一部が改正され、令和6年12月2日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

国民健康保険法の改正により、被保険者証等が廃止されること等から所要の改正を行うもの。

- (1) 引用する法律の項番号の改正
- (2) 被保険者証の返還の求めに応じない場合の罰則規定の削除

3 施行期日

令和6年12月2日

(担当課：市民課)

議案第58号

釜石市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第61号)が令和6年3月29日に公布されたことにより、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部が改正され、同年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

介護保険法施行規則の改正により、地域包括支援センターの職員配置基準が柔軟化されたこと等から、所要の改正を行うもの。

(1) 地域包括支援センターの職員の員数について、第1号被保険者の数やセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法(※1)によることを可能とする改正

(2) 地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合、複数の地域包括支援センターを一の区域として、当該複数のセンターに配置すべき3職種(※2)の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとする改正

※1 「常勤換算方法」とは、非常勤職員の勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより計算する方法をいう。

※2 「センターに配置すべき3職種」とは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員その他これに準ずる者をいう。

3 施行期日

公布の日

(担当課：地域包括支援センター)

議案第59号

釜石市復興まちづくり基金条例を廃止する条例

1 提案理由

平成23年東日本大震災からの復興の資金に充てるため、釜石市復興まちづくり基金を設置し、運用してきたが、所期の目的を達したことに伴い、条例を廃止しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 施行期日

公布の日

(担当課：財政課)

議案第62号

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

1 提案理由

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な変更内容

(1) 関係市町村が行う事務の変更

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行に伴い、後期高齢者医療の被保険者証が廃止されることから、関係市町村が行う事務を規定した別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

(2) 市町村負担金算定に係る基準日の変更

これまで、共通経費に係る市町村負担金を当初予算編成時に前年度の人口で仮算定した後、当該年度の10月1日の確定値により再算定しており、再算定に伴う市町村の事務的負担が生じていたほか、再算定に伴い負担金に増減が生じ、補正予算の編成の要因となっていたことから、事務の効率化を図るため、市町村負担金の算定方法を規定した別表第2中「当該年度の10月1日」を「前年度の9月30日」に改める。

なお、当該基準日の変更は、令和7年度以後の負担金について適用するものである。

3 施行期日

令和6年12月2日

(担当課：市民課)

議案第63号

釜石市教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

1 提案理由

釜石市教育委員会の委員を任命しようとするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

2 内 容 (令和6年9月2日現在)

氏 名 花 輪 妙 子 (41歳)
略 歴 12ページ参照

3 任 期

令和6年10月1日から令和10年9月30日まで(4年)

4 備 考

当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、議会の同意を得て任命しようとするもの。

(担当課：総務課)

花 輪 妙 子 さ ん の 略 歴

現住所 釜石市****

生年月日 昭和*年*月*日

年 月	記 事
平成18年 3月	東京女子体育大学体育学部体育学科 卒業
平成18年 4月	神楽坂亀井堂 入社
平成21年 3月	神楽坂亀井堂 退職
平成28年12月	主任児童委員(現在に至る)
令和 2年 4月	釜石市立鶉住居小学校PTA事務局次長(至 令和3年3月) 釜石市PTA連合会母親委員(至 令和3年3月)
令和 2年 5月	釜石市地域ケア推進会議委員(至 令和3年6月)
令和 2年10月	釜石市教育委員会委員(現在に至る)
令和 5年 4月	釜石市青少年問題協議会委員(現在に至る)
令和 6年 4月	釜石市立鶉住居小学校PTA会長(現在に至る) 釜石市PTA連合会副会長(現在に至る)

